

庁達第7号

庁 中 一 般  
各 事 業 所

堺市企画主任及び企画副主任設置規程等の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

堺市長 永 藤 英 機

(堺市企画主任及び企画副主任設置規程の一部改正)

第1条 堺市企画主任及び企画副主任設置規程（昭和58年庁達第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「市長公室」を「政策局」に改める。

第2条中「市長公室長」を「政策局長」に改める。

第7条中「政策推進課」を「政策経営課」に改める。

第8条中「市長公室長」を「政策局長」に改める。

(堺市行革推進本部規程の一部改正)

第2条 堺市行革推進本部規程（昭和60年庁達第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「市長公室長」を「政策局長」に、「子ども青少年局長」を「こども青少年局長」に、「教育次長」を「教育次長  
教育施設技術監」に改める。

別表第2中「秘書課参事（総務・渉外担当）」を「政策経営課長」に、「観光企画課長」を「文化観光企画課長」に、「子ども企画課長」を「こども企画課長」に、「産業企画課長」を「産業成長推進課長」に、「西区役所総務課長」を「西区役所企画総務課長」に、「出納課長」を「会計課長」に改める。

(堺市総合計画実施計画に関する規程の一部改正)

第3条 堺市総合計画実施計画に関する規程（平成12年庁達第14号）の一部を次のように改正する。

本則中「市長公室長」を「政策局長」に改める。

(堺市庁議規程の一部改正)

第4条 堺市庁議規程（平成12年庁達第23号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「市長公室長」を「政策局長」に改める。

別表中「市長公室長」を「政策局長」に、「子ども青少年局長」を「こども青少年局

長」に、「教育次長」を「教育次長  
教育施設技術監」に改める。

(堺市広報広聴委員等設置規程の一部改正)

第5条 堺市広報広聴委員等設置規程(平成13年庁達第22号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「(西区役所にあつては、総務課長)」を削り、同条第2項中「(西区役所にあつては、総務課)」を削る。

第6条中「市長公室長」を「政策局長」に改める。

(堺市法規主任設置規程の一部改正)

第6条 堺市法規主任設置規程(平成16年庁達第3号)の一部を次のように改正する。

第1条中「市長公室、」を削る。

第2条第2項中「会計室にあつては出納課と、区役所にあつては企画総務課(西区役所にあつては、総務課)とする」を「局の総合調整を担当する課をいう」に改める。

(堺市危機管理センター設置規程の一部改正)

第7条 堺市危機管理センター設置規程(平成19年庁達第16号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2号ア中「市長公室」を「政策局」に、「子ども青少年局」を「こども青少年局」に改め、同表第3号中「市長公室長」を「政策局長」に改め、同表第11号中「子ども青少年局長」を「こども青少年局長」に改める。

(堺市SDGs未来都市推進本部規程の一部改正)

第8条 堺市SDGs未来都市推進本部規程(平成20年庁達第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「市長公室長」を「政策局長」に改める。

第6条第3項中「政策企画部部理事(公民連携担当)」を「政策企画部部理事(政策連携担当)」に改め、同条第5項中「市長公室長」を「政策局長」に改める。

第7条中「公民連携課」を「共創連携課」に改める。

別表第1中「市長公室長」を「政策局長」に、「子ども青少年局長」を「こども青少年局長」に、「教育次長」を「教育次長  
教育施設技術監」に改める。

別表第2中「秘書課参事(総務・渉外担当)」を「政策経営課長」に、「公民連携課長」を「共創連携課長」に、「観光企画課長」を「文化観光企画課長」に、「子ども企画課長」を「こども企画課長」に、「産業企画課長」を「産業成長推進課長」に、「西区役所総務課長」を「西区役所企画総務課長」に、「出納課長」を「会計課長」に改める。

(堺市内部統制推進本部規程の一部改正)

第9条 堺市内部統制推進本部規程(令和2年庁達第8号)の一部を次のように改正す

る。

別表第1中「市長公室長」を「政策局長」に、「子ども青少年局長」を「こども青少年局長」に、「教育次長」を「教育次長  
教育施設技術監」に改める。

別表第2中「出納課長」を「会計課長」に、「審査課長」を「審査担当課長」に改める。

(堺市環境マネジメントシステム規程の一部改正)

第10条 堺市環境マネジメントシステム規程(令和2年庁達第11号)の一部を次のように改正する。

第6条中「市長公室、」を削る。

附 則

この庁達は、令和8年4月1日から施行する。